

令和 4 年度

第10回 第一農地部会定例会議事録

令和5年1月31日（火）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和4年度第10回第一農地部会定例会議事録

日時 令和5年1月31日(火) 午後2時30分

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
23番 久保埜 徳雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	平野 宏一	齊藤 啓治
小林 政秋	白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義
綿貫 一成	高宮 文男	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員

牧繪 雄一郎

(2) 農地利用最適化推進委員

笠原 行夫 中嶋 栄司

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
次長	松縄 浩一
係長	橋立 理
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	近藤 宏一
名立区駐在室 班長	武内 朋廣

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

4番 吉村 清正 13番 五十嵐 彰

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 11 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。</p>
議長	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号 4 番 吉村 清正 委員、議席番号 13 番 五十嵐 彰 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。また、議案に関連して現地確認した地区担当の推進委員の方には、現地の状況や受け手農業者に関する質問をする場合がありますので、積極的に意見等を述べていただくとともに、意見した旨の活動記録簿への記載も忘れずをお願いします。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
(事務局) 橋立	<p><b>&lt;報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」&gt;</b></p> <p>報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号 1 番と 2 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>1 頁、報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号 1 番と 2 番の 2 件を受理したので報告します。</p> <p>いずれも南高田町地内の「宅地造成」を目的とした転用届出について届出者から、計画延期に伴い、当該転用の取り止めの届出があったものです。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>今後、当該農地を転用する場合、改めて手続きは必要なのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>はい。改めて届出する必要があります。</p>
高島委員	<p>計画延期の理由は聞いていますか。</p>
(事務局) 橋立	<p>資金面の問題と聞いています。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号1番と2番の2件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt; 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号166番から182番まで、番号1番及び2番の19件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>2頁、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号166番から182番まで、番号1番及び2番の19件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>番号166番から182番までの17件は昨年中に届出があったもの、番号1番及び2番の2件は、今年になって届出があったものです。</p> <p>受理した19件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「地主耕作」2件、「他者へ貸付予定」3件、「中間管理機構へ貸付予定」7件、「他者へ貸付」5件、「休耕」1件、「他社へ売却」1件です。</p> <p>なお、5頁1番の案件は、当該農地の周辺が山林原野化していることから今後、非農地判断の対象になると思われます。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、19 件を承認します。</p>
	<p>&lt;報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
議長	<p>報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 151 番から番号 162 番までの 12 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>6 頁、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 151 番から番号 162 番までの 12 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」4 件、「敷地拡張」4 件、「建売住宅」2 件、「宅地造成」1 件、「駐車場」1 件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、12 件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 1 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>10 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 1 番の 1 件を説明します。</p> <p>番号 1 番の申請農地は、隣接する農地の畔として管理されており、耕作不便なことから隣接する農地の所有者に贈与し、一体利用を可能とすることで農地の集積化を図るものです。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>地区担当として現地確認しました。申請農地は、事務局の説明のとおり畔として管</p>

	理されています。隣の田んぼへの乗り入れなど隣の田んぼと一体利用する方が良いか と思います。
議長	他に意見、質問があればお願いします。  (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議 ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定 します。
議長	<議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」> 議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号1番から3番までの3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	11頁、議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号1番から3番 までの3件です。 番号1番及び2番は、農地パトロールで発覚した違反転用について申請者に是正を 求めたところ、改めて転用申請されたものです。 番号1番は、大字黒田地内の自己所有地を「機械・車両・資材置き場」に転用する ものです。12頁に位置図及び13頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご 覧ください。 申請者は、土木・建設業を営んでいますが、車両スペースや資材置場が不足してい ることから当該農地を転用し、不足の解消を図るものです。 申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種 農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な 施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。  番号2番は、大字黒田地内の自己所有地を「農業用施設」に転用するものです。14 頁に位置図及び15頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 申請者は、農業を営んでいる申請者が農業用車両や資材を置くスペースが不足し ていることから当該農地を転用し、不足の解消を図るものです。

	<p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、転用目的が「農業用施設」であり、許可は可能となります。</p> <p>また、番号1番の法人の代表が番号2番の申請者の息子であることから、閑散期や繁忙期などお互いのスペースを融通しあい、利用するとのことでした。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であり、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>番号3番は、自己所有地を「きくらげ栽培」を目的とした「農業用施設」として転用するものです。16頁に位置図及び17頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、「きくらげ」の栽培に取り組んでおり、栽培規模を拡大するため、申請農地に新たに「きくらげ栽培施設」を整備するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、転用目的が「農業用施設」であり、許可は可能となります。</p> <p>工期は令和5年2月1日から令和5年5月1日までです。</p> <p>土地利用計画は、きくらげ栽培施設として通年栽培用のコンテナ2機、夏季栽培用のビニールハウス7機、休憩所、出荷用の作業所、車両用スペースで、アスファルト舗装は車両用スペースのみで妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>この案件については、申請面積が30アールを超えるため、農地法第5条第3項の規定により、新潟県農業会議常設審議委員会へ諮問を行います。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
吉村委員	番号1番及び2番について、2,3年前からこのような状況だったと思いますが、違反転用の状態だったのでしょうか。
(事務局) 橋立	違反転用の状態であり、是正を求めていたところ、改めて申請があったものです。
議長	農業会議への諮問は、時間が掛かるのでしょうか。
(事務局) 橋立	農業会議常設審議委員会は、毎月行われており、2月は15日に予定されています。会長が出席されることから改めて資料を用意します。
高島委員	いずれの案件も農振地域内でしょうか。



<p>(事務局) 橋立</p>	<p>農振地域ですが、農振農用地から除外又は用途変更された農地です。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」&gt; 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 1 番から 3 番までの 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>18 頁、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 1 番から 3 番までの 3 件です。 番号 1 番は、大字上千原地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。19 頁に位置図、20 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 申請者は、現在、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったことから申請農地を取得し、一般個人住宅を建設するものです。 申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、転用目的が住宅建築で集落に接続して設置されることから、許可は可能となります。 工期は、許可日から令和 5 年 7 月 30 日までです。 土地利用計画は、住宅 1 棟で、所要面積は 399 m<sup>2</sup>、建築面積 104.93 m<sup>2</sup>で建ぺい率は 26.30%です。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものとして判断しました。  番号 2 番は、大字飯地内の農地を取得し、「ガスバルブ施設」を設置するものです。21 頁に位置図及び 22 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 現在、大字土橋地内にガスバルブ施設が設置されていますが、老朽化していること、</p>

	<p>また、既存施設の周辺は宅地開発が進み、有事の際に安全を確保するためのガス放散作業が困難な環境となってきたことから申請農地を取得し、新たに設置するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、市街地に設置することが困難又は不適當な施設に該当するため、転用は可能となります。</p> <p>工期は令和5年4月1日から令和5年12月31日までです。</p> <p>土地利用計画はガスバルブ施設、所要面積は78㎡で妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>番号3番は、大字黒田地内の農地を取得し、「駐車場」を整備するものです。23頁に位置図及び24頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は寺院を営んでおり、申請農地の北側に既存の参拝用駐車場を所有していますが、近隣の保育園の利用者や職員にも貸しており、駐車場が不足していることから、申請農地を取得し、駐車場として整備し、不足の解消を図るものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は令和5年4月1日から令和5年4月30日までです。</p> <p>土地利用計画は、駐車場で、北側の宅地69㎡と当該申請農地61㎡、合わせて所要面積130㎡、5台分で妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>議長           ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>                  （「ありません」の声あり）</p> <p>議長           特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>                  議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>                  （「異議なし」の声あり）</p> <p>議長           異議なしと認めます。</p> <p>                  議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可すること</p>
--	---

	に決定します。
議長	<p>&lt;議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件、貸借権設定83件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>25頁、議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件を説明します。</p> <p>84番は、労力不足を理由に解約された農地について、地元の法人が当該農地を取得するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	担当地区の委員の方から補足説明はありますか。
吉村委員	17日に現地確認を行いました。譲受人の法人は、申請農地の地域の担い手であり問題ないと思います。
議長	<p>他に意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	続いて、貸借権設定83件のうち、金子委員関連の番号83番の1件を除く82件について、事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	<p>26頁から42頁まで、貸借権設定83件のうち、金子委員関連の番号83番の1件を除く82件について、新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>29頁15番は、1年後に新たな耕作者が耕作を開始することから1年間の再設定するものです。</p> <p>30頁19番は、これまで農協を介した契約でしたが、賃借期間満了に伴い、相対契約に変更し、合わせて賃借期間の終期を他の契約に統一するものです。</p> <p>31頁26番は、高齢により将来を見据えて1年間の再設定するものです。</p> <p>33頁36番、34頁41番、35頁46番、38頁61番と62番は、地主耕作だった農地について、労力不足を理由に新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>38頁番号60番は、これまで地主耕作だった農地について、地主が亡くなったことから新たな耕作者が耕作するものです。</p>

	<p>39 頁 64 番は、耕作不便を理由に解約された農地について、管理してもらっただけでもありがたいとの理由から賃料が 0 円の使用貸借権を設定するものです。</p> <p>65 番から 68 番は、労力不足を理由に解約された農地について、新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>40 頁 69 番は、これまでも 1 年間の賃借期間で契約した案件の再設定です。</p> <p>70 番は、譲受人と譲渡人で毎年、協議して賃借料を設定してその結果を農業委員会に報告することとした案件です。</p> <p>42 頁 82 番は、これまで地主耕作だった農地について、労力不足を理由に新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>議案番号 70 番の譲受人は、自宅から当該農地まで距離がありますが、耕作するのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>保全管理も含めて引き受けたものです。</p>
議長	<p>小作料は毎年協議とありますが、事務局に報告はあったのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>これから決めて報告される予定です。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、続いて、金子委員関連の番号 83 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する金子委員は退席をお願いします。</p> <p>(金子委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>金子委員関連の番号 83 番の 1 件について説明します。</p> <p>42 頁番号 83 番は、賃借期間満了に伴い、農協を介した契約から相對契約に変更するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しまし</p>

	<p>た。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、金子委員関連の番号 83 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、金子委員の退席を解除します。</p> <p>(金子委員 復席)</p>
議長	<p>金子委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 21 件、貸借権移転 12 件を上程します。</p> <p>はじめに、貸借権設定 21 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>43 頁、議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 21 件を説明します。</p> <p>これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により</p>

	<p>農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>賃借料が 0 円の案件が多いですが理由は为什么呢。</p>
(事務局) 橋立	<p>ほ場整備が行われて耕作できないことから、権利だけを設定するものです。</p>
議長	<p>続きまして、貸借権移転 12 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>48 頁、貸借権移転 12 件を説明します。</p> <p>22 番から 49 頁 28 番までの 7 件は、法人の代表が耕作していた農地について当該法人に貸借権を移転するものです。</p> <p>29 番から 49 頁 33 番までの 5 件は、労力不足を理由に新たな耕作者に貸借権を移転するものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>

<p>議長</p>	<p>(中郷区駐在室分の議案)  &lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;  議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定12件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 加藤</p>	<p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定12件を説明します。  新規案件のみ説明します。  1頁7101番は、期間満了に伴い、これまでの耕作者が規模縮小することにより、新たな耕作者に貸し付けるものです。  2頁7104番は、譲渡人の労力不足により、自作地の一部を貸し付けるものです。  いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。  以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。  (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。  議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。  議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。  次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>(板倉区駐在室分の議案)  &lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;  報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7501番と7502番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区)</p>	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、</p>

上原	<p>番号 7501 番と 7502 番の 2 件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した 2 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「中間管理機構に貸付」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、2 件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 12 件を上程します。</p> <p>はじめに、清水委員関連の番号 7509 番から 7511 番の 3 件を除く 9 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2 頁から 4 頁の貸借権設定 12 件のうち、清水委員関連の番号 7509 番から 7511 番の 3 件を除く、番号 7501 番から 7508 番、7512 番の 9 件です。</p> <p>新規案件は 7502 番 1 件のみです。</p> <p>7502 番は、同一の農地を、これまでは J A を介しての転貸でしたが、終期を迎えるに当り、相対での貸借に変更するものです。</p> <p>いずれも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>番号 7504 番の案件ですが、ほ場の所在地と譲受人の住所地が離れていますが耕作可能なのでしょうか。</p>
(板倉区) 上原	<p>譲受人は、最近まで申請農地の近くに住んでおり、機械や乾燥機も所有し、耕作していました。最近、当該住所地に引っ越したもので、耕作は可能です。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、続いて、清水委員関連の番号 7509 番から 7511 番の 3 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する清水委員は退席をお願いします。</p>



<p>議長</p>	<p>(清水委員 退席)</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>4 頁、清水委員関連の番号 7509 番から 7511 番の 3 件について説明します。 いずれも再設定案件であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、清水委員関連の番号 7509 番から 7511 番の 3 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 それでは、清水委員の退席を解除します。</p> <p>(清水委員 復席)</p>
<p>議長</p>	<p>清水委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>&lt;議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</p>

議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権移転 7 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 上原	5 頁と 6 頁、貸借権移転 7 件を説明します。 利便性の向上と集約化を図るため、新たな借手に貸借権を移転するものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
白滝委員	申請者である法人に多くの農地が移転されますが、理由は为什么呢。
古川委員	私から説明します。この案件は、私が属している法人から当該法人に耕作権を移転するものです。経営規模を縮小するため、お願いできるうちに早めに移転するものです。
議長	法人の解散は予定されているのですか。
古川委員	今のところ予定はありません。
議長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	(清里区駐在室分の議案) <議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(清里区)	1 頁、番号 8101 番から 8103 番の貸借権設定 3 件を説明します。

近藤	<p>3 件すべて再設定であり、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 2 件、貸借権移転 5 件を上程します。</p> <p>はじめに、貸借権設定 2 件について、関連する上原委員は退席をお願いします。</p> <p>(上原委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>2 頁、上原委員関連の番号 8101 番及び 8102 番の 2 件について説明します。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、上原委員関連の番号 8101 番及び 8102 番の 2 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、上原委員の退席を解除します。</p>
	<p>(上原委員 復席)</p>
議長	<p>上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 続きまして、貸借権移転 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>3 頁、貸借権移転、番号 8103 番から 4 頁、番号 8107 番までの 5 件を説明します。 利便性の向上と集約化を図るため、新たな借手に貸借権を移転するものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	<p>(名立区駐在室分の議案)</p>

議長	<p>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;  議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定9件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 武内	<p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号9501番から9509番までの9件を説明します。</p> <p>1頁、番号9501番と番号9502番は期間満了に伴い他者に新たに貸付けるものですが、条件について変更等はありません。</p> <p>番号9503番と番号9504番は労力不足により近くで耕作を行っている受人と新たに賃貸借契約を結ぶものであります。</p> <p>2頁、番号9505番から9509番は期間満了に伴う再設定案件であり、条件等に変更はありません。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
吉村委員	<p>番号9503番と9504番の住所地が同じで氏名が異なるのですが理由は为什么呢うか。</p>
(名立区) 武内	<p>親子です。それぞれが農地を所有しており、それぞれ同一人に貸し付けるものです。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>

議長	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>事務局からはないようですので、閉会の挨拶を職務代理が行います。</p> <p>(上原代理の閉会挨拶)</p> <p>本日の農地部会を終了します。</p> <p>引き続き、地区会議を開催しますので、地区会議代表者の所に集まってください。</p>
----	--